

第 1 回遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会議事録（要旨）

1 日時

平成 29 年 6 月 19 日（月） 14：55～16：30

2 場所

遠軽町総合庁舎 3 階第 3 会議室

3 出席委員

本間克明委員、谷口寿康委員、鈴木慶樹委員、藤田真一委員、吉川知宏委員、伊藤緑委員、梅田弘胤委員、遠藤利秀委員

4 欠席委員

宮崎良公委員

5 遠軽町出席者

佐々木修一町長、加藤俊之総務部長、佐藤祐治企画課長、中原誉企画課主幹

6 議事内容

(1) 開会

14：55、定刻前であるが、出席予定者がそろったので会議を開始した。委員長が決定するまでの間、佐藤課長が進行を行った。

(2) 委嘱状交付

佐々木町長から出席各委員に委嘱状を交付した。

(3) 町長挨拶

佐々木町長から次のような挨拶が述べられた。

委員会への出席について、各団体において合併して 12 年になる間の尽力をいただいていることにお礼を申し上げる。（本委員会開催の目的、遠軽町まちづくり自治基本条例の趣旨について触れた上で）あらゆる角度から検討していただき、議論の結果を具申してほしい。活発な討議と本条例の理念に基づく取組が一層進むことを期待している。

町長は、挨拶の後、公務のため退席。

(4) 委員紹介

佐藤課長が各委員を紹介した。

(5) 議事

ア 遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会について

中原主幹から資料 1-1、1-2 により本委員会の目的、役割、想定される検討スケジュール等について説明された。本件に関し、質疑等は出なかった。

イ 委員長及び副委員長の選出について

佐藤課長から遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会条例第 7 条に基づく委員

長及び副委員長の互選について、どのような方法で選出するか諮られたが、意見等が出ないため、事務局案の提示について諮ったところ、賛成が得られたので、中原主幹から委員長に本間克明委員、副委員長に遠藤利秀委員とする事務局案が提示された。本案について、全員の拍手により可決が確認された。

本間委員長から、次のような就任挨拶が述べられた。

皆さんのお力をお借りして審議が活発かつ円滑に進むよう努めるのでよろしくお願ひする。

議長席に本間委員長が移動し、以下、委員長が議事を進行した。

ウ 遠軽町まちづくり自治基本条例の概要について

委員長から事務局に説明が求められ、中原主幹から資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4により本条例の概要とこれまでの経緯について説明された。本件に関し、質疑等は出なかった。

エ 遠軽町まちづくり自治基本条例の運用状況調査について

委員長から事務局に説明が求められ、中原主幹から資料3により運用状況調査の結果について説明された。

梅田委員から第16条関係で職員研修の参加人数が平成28年度に急に増えていること理由について及び第31条関係で問い合わせ等に対し、回答件数が100パーセントになっていないのはなぜかとの質疑があった。これに対し、中原主幹から1点目については、人事評価制度導入に伴う全職員対象の研修が実施されたことが理由と思われること、2点目については、匿名の問い合わせ、特に回答を求めない意見などがあるため、回答すべきものについては、全て回答している旨の答弁があった。

(6) 意見交換

(委員長) 前回の見直しで十分な見直しが行われていたということだと認識するが、各委員において検討され、次回会議の開催時に意見等を述べてほしい。また、町民憲章と自治基本条例の関連について、事務局で資料を準備してほしい。

(中原主幹) 次回までに平成26年度以降、条例を変えなければならないような社会経済情勢の変化の有無を検討する資料を作成したいと考えている。

(加藤部長) 前回10回ほど推進委員会の会議を開催し、結果的に先ほど説明したような改正となった。前回は今回と違い、委員会メンバーには議員、職員が入っていた。議会基本条例で議員は町の審議会の委員にならないという規定が一度設けられたため、委員会条例を改正して議員を外した。昨年の改正でその規定はなくなっているが、それに伴って改正はしていない。合併前の遠軽町で自治基本条例が制定されている。このような条例を制定している自治体は一部に過ぎなく、作る、作らないは、その自治体の考え方次第。作ったからそれでいいではなく、より良くしていくことが大事。見直し期間の4年が長いかわりに短いかわりということはあるが、いろんな形

で御意見いただいた中で、その御意見をもとに町として進めていきたい。

(副委員長) 今後の検討の仕方について、全体としてこうということか、ある程度絞って検討していくのか。

(中原主幹) 前回は、委員が見直し案を持ち寄って会議が進んでいったようである。最終的に町長に具申を行っていただくので、大きな視点、ざっくりとした意見を述べる具申をしてもよいし、この部分をこう変えてという具申でもよい。

(藤田委員) 大きく変えなければならない点が、皆さんの中であれば検討すべきだが、私としてはそう感じていない。

(梅田委員) 第11条について、そのほかの条項については、具体的な状況が述べられているが、ここだけは検討中となっているのはなぜか。

(中原主幹) 子どもの権利の尊重について、教育相談などは教育委員会などでやっているが、制度等総括的には企画課が担当している。条例が必要との意見も議会からも聞かれるが、必要性も含めて検討中である。

(7) その他

次回日程については、7月の夏まつり終了後、時間帯は本日同様15時ごろからとし、その他については事務局に一任された。

16:30会議終了